

令和2年10月27日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣

各宛て

神戸市会議長 壬 生 潤

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する  
支援等に関する法律の改正を求める意見書

近年、障害者が虐待される事案が増加傾向にありますが、残念ながら神戸市内でも精神科病院における卑劣な虐待事案が発生し、神戸市としても立入調査等を行った上で同病院に対する改善命令を行いました。今回の件を受けて、国におかれても全国の都道府県及び指定都市を対象に精神科病院における虐待に関する調査を実施されたところですが、現行の障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律において、虐待発見時の市町村への通報義務は、障害者福祉施設の従事者等による障害者虐待には課せられているものの、医療機関における障害者虐待は対象となっていないのが現状です。

今回の深刻な事件を鑑み、すでに神戸市では本年7月末から、病院内で不適切行為が発生した場合、病院として必ず神戸市に連絡をすること等を求めています。さらには、神戸市から国家予算要望等で国への要望を行っておりますが、虐待発見時の市町村への通報義務対象に、医療機関における障害者虐待を加える必要性を強く感じております。

よって、国におかれては、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律を改正し、下記の事項を実現されるよう強く要望します。

記

虐待発見時の市町村への通報義務対象に、医療機関における障害者虐待を加えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。